

第785回

宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成29年3月2日（木曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（15名）

1 番	今津 久雄	2 番	岩本 誠司	3 番	浦田 久永
4 番	小川 節美	5 番	小島 久司	6 番	川島 照久
8 番	田村 磨利	9 番	所谷 頼尚	10 番	西山 讓
11 番	羽賀 久喜	12 番	濱田 頼之	13 番	細川 壯
15 番	松本 功	16 番	保田 稔	17 番	山口 一晴

4. 欠席者（2名）

7 番 黒岩 重光 14 番 細川 秀信

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局主幹 小松 憲司
宿毛市産業振興課農林振興係長 平岡 洋助

6. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について
議案第2号 農地法第5条許可申請審査について
議案第3号 宿毛市農用地利用集積について
議案第4号 農用利用配分計画案の意見聴取について（諮問）

○議長 これより第785回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、5番小島久司委員、6番川島照久委員によりしくお願いします。
なお、7番黒岩重光委員、14番細川秀信より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がございましたので、報告いたします。

○議長 これより議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
事務局と委員さんより、議案の説明をお願いします。

○事務局員 それでは説明致します。番号31番です。場所は3ページに位置図をつけております。二ノ宮から高石大橋を渡り高石方面へ向かう途中、篠川沿いに広がる農地のうちの1筆になります。取得後は、稲を作るとの計画が出されております。

本申請は双方から委任を受けた小栗行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、番号32番です。場所は4ページに位置図をつけております。国道56号線宿毛バイパスと、県立宿毛高校グラウンドとの間に広がる農地のうちの1筆となります。取得後は、稲を作るとの計画が出されております。本申請は双方から委任を受けた小栗行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

次に、番号33番です。場所は5ページに位置図をつけております。

和田の旭食品や昨年オープンしましたコンビニエンスストアの周辺等のあわせて5筆になります。取得後は、水稻と季節野菜を作る予定とのことです。譲渡人は、農業者年金受給者ですが、これまで農地を貸していた子供に贈与するということですので、年金上は支給停止等の問題はありません。本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

最後に番号34番です。場所は6ページに位置図をつけております。

都賀川中心部、●●●さんの人家の沖と都賀の川川との間に広がる農地のうちの7筆になります。位置図は少々分かりにくいと思いますがご了承ください。

取得後は、水稲と季節野菜を作る予定とのことでした。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条許可申請は以上になります。

○議長 続いて31番について二ノ宮地区担当の川島委員さんよろしく申し上げます。

○川島委員 【議案書をもとに31番朗読】

譲受人は今、市場なんかで勤めておりますけど家の方でも結構・・・しております。譲渡人の人も息子らもやらんけん買うてもらえら言うことで双方に電話で確認したら問題ないということですから審議の方よろしく申し上げます。以上です。

○議長 続いて32番について街区担当の田村委員さんよろしく申し上げます。

○田村委員 【議案書をもとに32番朗読】

現地確認のうえ、●●さんには電話で、そして●●さんの方には直接お会いしてお話しました。●●さんは、(行政書士)小栗さんの方にも、とにかくよう作らない、何年か前まで作ってもらいよったけど、その人が作れなくなって誰か作ってほしい思ってたけどもう扱ってくれる人もないので、ずっと放棄地状態だった。で、よう持つてはないのでお願いしたら、小栗さん(行政書士)の方と銀行さんの方が世話をしてくださったということです。それで●●さんの方に直接お会いして、もう中途半端な土地なのでもういらないけど銀行さんとかに頼まれてじゃあもう買いましょうということになったそうです。今までもちょっと何件か買われて管理が不十分なところがあるのでもう必ず管理はきちっとしてくださいという風に念を押ししましたら、やりますということだったので問題ないかと思っております。以上です。

○議長 続いて33番について和田地区担当の松本委員さん申し上げます。

○松本委員 【議案書をもとに33番朗読】

先日、●●さんを立会のうえ現地を確認しました。親子間の贈与でありまして、特に問題ないと思っております。以上です。よろしく申し上げます。

○議 長 続いて34番について、都賀川地区担当の羽賀委員さんお願いします。

○羽賀委員 【議案書をもとに34番朗読】

両方に連絡をとりましたら、●●さんはもう電話にも出にくいような状態です。間違いないのでよろしくをお願いします。ということでした。以上です。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見や、ご質問、ご教授等お願いしたいと思います。

○議 長 ご意見がないようでございますが採決に入ってもよろしいですか。

(「はい」との声あり)

○議 長 これより採決を致します。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」4件の報告がございました。審議の結果、問題ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第1号」4件は、許可することに決しました。続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願い致します。

○事務局長 それでは議案第2号、農地法第5条許可申請審査について、ご説明いたします。受付番号10番。申請場所、所在地馬場住。議案書8ページの位置図を見ていただきたいと思っております。馬場住地区の集会所の前を左折し突き当たったところをさらに左折した土地になります。転用目的といたしましては、申請者は、現在仮住まいであるが、住居が手狭になり両親も高齢になったため実家に近い申請地に父との使用貸借権を設定し一般住宅を建築しようとするものです。なお、この農地につきましては、昨年1月か2月頃に農用地区域の除外申請を提出して、それが県知事の許可を得ました。それを受けて今回の転用申請になったものです。農地転用に伴う隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書、融資予約依頼書等必要書類は添付されております。

一点ですね、皆さん聞きなれない名前を僕今言いましたけど、融資予約依頼書、これですね、農地法のまたちよっと改正がありまして国の農水省の方から昨年の12月に通達がありました。12月1日付け以降のですね、受付の転用申請、4条、5条両方ですけど、今まではですね、個人で転用する場合に、転用の金額が総額5,000万円を超える場合、会社・法人が転用をする場合に、転用の金額が総額1億円を超える場合、こういう事例に限ってですね、金融機関の残高証明書とか融資予約依頼書等こういう書類を添付すると義務付けられておりましたが、それが農林水産省の通達により、12月1日以降の受付には全ての転用案件に融資予約依頼書、これは金融機関の方はですね、転用の許可申請が出たら融資を予定していますよと。ということで比較的すぐに出してくれると。そういうことを聞いております。この書類がですね、添付されております。転用内容としましては、一般住宅の建築。転用面積は442.00㎡です。資金計画といたしましては、建築費2,500万円。これ全て2,500万円を借入金で賄うということです。農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより、転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。事務局からは以上です。

○議長 続いて、10番について、山田地区担当の今津委員さんよろしく願いします。

○今津委員 【議案書をもとに10番朗読】

今、事務局から報告もあったように、●●くんは●●さんの長男でして、家を建てるということで申請をしております。よろしく頼むということでございます。よろしく願いします。

○議長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見やご質問等ございませんか。

○所谷委員 これは田んぼの真ん中やないが。

○議長 田んぼの真ん中じゃないです。だけど周辺は農地よね。あんまり好ましい状態ではない。もう振興地域の除外までしてますけん、ここでどうこの議論はないと思います。あとは隣接地的に埋め立てて影響がないかどうか、排水がどういう風な問題があるとか、その点を審議にかけ許可するかなになると思います。

○議 長 採決に入ってよろしいですか。

(「はい」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第2号」1件は、意見を附して県に送付することに決定致しました。

続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 それでは、議案書9ページになります。今回の11件はいずれも新規設定になります。まず4番から7番までの10筆ですが、このうち9筆、小字名が大道（ダイドウ）及びみのこしについては、場所は、高知県森連幡多木材共販所隣に広がる農地のうちの一部となっております。残る1筆、小字名ヨコタにつきましては、大道やみのこしのそばを市道が走っておりますが、その市道を挟む北側に広がる農地のうちの1筆になります。いずれも水稻を作るとの計画が出されております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、番号8番。場所は、小筑紫町呼崎。国道321号線沿い山中スレート呼崎工場の裏側に広がる農地のうちの1筆になります。オクラを作るとの計画が出されております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

次に、番号9番、場所は同じく小筑紫町呼崎。呼崎地区集会所の向かいに広がる農地のうちの2筆になります。こちらでもオクラを作るとの計画が出されております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、ページかわり議案書10ページになります。番号10番から14番までの利用権設定について、一括して説明させていただきたいと思っております。

今回の利用権の設定の借主は全て「公益財団法人高知県農業公社」となっております。この高知県農業公社というのは、よく耳にする「農地中間管理機構」のことです。中間管理事業については、委員の皆様既にご承知のこととは思いますが、事業内容としましては、農地を所有者から一旦農地中間管理機構が借り、その後、その中間管理機構が借主を探して貸すという、大きく言うと2つの流れからなる事業です。農業委員会では、まず農地の所有者から管理機構へ貸すという際に利用権設定の審議をします。その後、機構が借主を決める際、農用地利用配分計画と言いますが、その案を作成する際には、「農業委員会の意見を聴く」ということになっておりますので、その意見聴取があります。1回の総会でどちらでも行うということになっております。

以上のことから、まず議案第3号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど本日議案第4号として配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

議案第3号の利用権設定の説明についてですが、今回、申出のあった5件は、地区で言いますと和田、中角、橋上町平野、山奈町芳奈の農地で、全部で9筆になります。貸借の期間は全て平成29年3月10日から平成39年3月9日までの10年間となっております。いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いことになっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局では、今回申出のあった全件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。今回の利用権設定の申出は以上になります。

○議長 それでは、4番から7番について、山田地区担当の小島委員さんよろしくお願ひします。

○小島委員 【議案書をもとに4番から7番朗読】

先日、全員に電話で確認しました。●●さんは教職員をしております、●●さんはちょっと病弱になっております。●●さんは公務員あがりです。●●さんは田んぼをするだけの気がないと、それと●●さんもちょっと体調を壊しておられると。それで●●さんは、JAに勤めよって今退職されて2町余りの稲作を致しております。問題はないものと思われます。審議の方

よろしくお願いします。以上です。

○議長 続きまして8番9番について、小筑紫地区担当の羽賀委員さんよろしくお願いします。

○羽賀委員 【議案書をもとに8番朗読】
両方に連絡をとりましたら、●●さんの甥になるということで問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

【議案書をもとに9番朗読】
両方とも連絡をとりましたところ、間違いないのでよろしくお願いします。ということでした。以上です。

○議長 続いて10番について、中角地区担当の川島委員さんお願いします。

○川島委員 【議案書をもとに10番朗読】
先ほど言われたように、全部公益財団法人高知県農業公社の方へ連絡をとりましたが、担当の人が出てうちがするようになっていますと。本人にも、●●さんにはよう会わらったので中角の●●が扱うようになってる言う事で、確認とったら問題ない言うことで本人からどうしても連絡とれらったもので、●●の方からも連絡とったらうちがやるようになります言うことでした。そしたら11番とばして12番

【議案書をもとに12番朗読】
これも●●さんの方に確認とりました。●●さんという人は今よぼよぼになっておられるもんで、跡をとっちょうあの小川で●●言う喫茶店やりよるあのレストランを。●●くん（確認）とったらそのようになっています言うことです。

【議案書をもとに13番朗読】
これも一緒です。●●さんに確認とったらそのようになっている言うことですから、審議のほどよろしくお願いします。

○議長 そしたら、和田地区担当の松本委員さん11番を。

○松本委員 【議案書をもとに11番朗読】

●●さんには先日電話で確認しました。公社の方にも今日確認をとりましたが間違いないのでよろしくお願いしますということです。以上です。

○議 長 それでは、14番について、芳奈地区担当の細川委員さんが担当しているところですが、ピンチヒッターの小島委員さんよろしくお願いします。

○小島委員 先日、細川委員さんより電話を頂きまして、確認はしとると。確認はして間違いはないがやけど、代読をしとってくれということで頼まれました。

 同じく、公社の借手ということで●●さんも・・・しておりまして、色々田んぼを持ちやるそうですけど、遊び程度のもんで公社がやってくれるもんやったら貸そうかという話になったそうでございます。

【議案書をもとに14番朗読】

後先になりました。すみませんでした。代読終わります。以上です。

○議 長 それでは、ありがとうございました。事務局と委員さんより説明がございましたが、これに対するご意見やご質問ご教授をお願い致します。

○川島委員 公社の方にもやっぱ確認はとらんといかんもんですか。

○議 長 とるべきでじゃろうね。

○川島委員 とらんいう話しやないが。

○松本委員 この問題はね、僕一回質問したときに、公社の方にはとらんでええいう話し合いになった思いますけどね。

○西山委員 こういうのが前出とって、芳奈に一回出とって、とらんでええがやないかいう話しを出したらええでしょう。いうことでした。

○議 長 それでは皆さん、川島さんも含めてよ、連絡はとらんでええということここで確認したようでございますので、次から案件が出た場合に、そういう風をお願いします。

 ご意見頂きたいと思います。9番について。この貸付人の●●さん、これ前の●●さんやないか。この方は、昨今の総会でどっか伊与野の土地を購入した経過がありました、どんなもんか議論があったかと思いますが、

これここでこの土地を貸しても問題ないろか。確かどっか●●さんが前に購入しようね。それもどうか議論した経過もあらあね。この土地はだいぶ前から持ったがやもんね。貸すことについては・・・

○浦田委員 ここは土地改良していないとこやけん、売れる・・・のときにこれ●●くんのとこやけんね、通常なら買えんとこやったけど、まあちょっと色々考慮してくれたということ。

○議 長 僕思うがやけん、この土地じゃなしによ、前につい先日購入してこの土地はすぐまたあんまり他の人に貸付て。

○浦田委員 あつたけど、ここはそれを購入者なかったら、呼崎のとは荒れるとこやったけんね。これはまあ誰でも、誰かに貸してでも作らせらつたら荒れてくるいう経緯があつたが。ここはね。

○議 長 ほかに何かございませんか。

（「なし」との声あり）

○議 長 それでは採決に入ります。議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」11件については、事務局と委員さんから報告があり、審議の結果、問題なしということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議 長 異議なしということですので、議案第3号11件については、市に通知することに決しました。

続きまして、議案第4号「宿毛市農用利用配分計画案の意見聴取について」を議題といたします。

産業振興課 平岡係長より議案の説明をお願いいたします。

○平岡係長 議案第4号ですけども、農用利用配分計画案の意見聴取についてです。

先程、ご審議されました利用権設定で、農地中間管理機構から借受される方を設定をするものです。2枚ありますけど、中角の地域の農地と次のページが芳奈の地域のものに分かれております。1枚目の方は、中角の地域の8筆の農地について、真ん中程に借受希望者で●●以下並んでおります

けど、このずらっと並んでいるのが、農地中間管理機構に公募で借りたいと申出があった方で、この中で、設定理由のところでは○であったり、△、▲がついておりますけども、こちらですと選定をしまして、最終的に○(●)が多かったり△(▲)が多かったりといったところの、●●を優先順位にしております。次のページも同じような形なんですけど、船付の人ですけれども、また借受希望者がずらっと並んでおりますが、こちらでも判定をしまして優先順位を●●さんを第一順位にしております。

○平岡係長 宿毛市の方が、・・・案を出させてもらって農業委員会の方に諮問を諮らせてもらっております。以上です。

○・・・委員 この選定理由書の、・・・・ていうのは産業振興課・・・

○平岡係長 宿毛市と農業公社（農地中間管理機構）と所有者さん・・・・

○議 長 これは、1枚目と2枚目はどんなに違うが。

○平岡係長 （貸付農用地が）中角と芳奈に（案件が）分かれています。

○議 長 前にも話したとは思いますが、議案第4号として、その続きに資料にもタイトル（案）等つけたら（載せたら）どうでしょうか。

○事務局長 はい。それは、次回から事務局にて対応します。

○議 長 これに対するご意見はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議 長 これより採決をいたします。議案第4号「宿毛市農用利用配分計画案の意見聴取について」担当課、平岡係長より説明がありました。審議の結果問題がないということで、原案のとおりこの計画を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第4号」は、市に答申することに決

しました。それでは事務局より報告事項がございます。

○事務局長 それでは、まず私の方から何点か報告させていただきます。まず、県に送付した結果の報告についてです。第783回宿毛市農業委員会総会で承認となり、県に意見を附して送付した農地法第5条申請、受付番号9号について県より許可の決定がありましたのでこの場を借りて皆様にご報告致します。

それとですね、これが案ということで、平成29年度の総会の日程表を皆さんにお配りしております。平成29年度は改選がありますので、7月が組織議会もあるということで2日になっております。こういう日程で平成29年度はいかさせてもらって構わないでしょうか。

それとですね、新しい改選がありますけど、順調に3月議会の方にも1月に皆さんにご説明させて頂いた内容を基にですね条例改正を提出しております。それとですね、その3月議会の最終日に議案で議決されますと、すぐに広報と宿毛市のホームページで募集をかける予定となっております。ちなみに案ですが、4月号の広報にこういうことで募集要項として載せることにしています。皆様にも一通り目を通してもらっていただきたいと思ひまして、今回配布しております。

この中にも詳しく書いてますけど、定数11人の中に6名認定農業者。それとは別に、農業に全然関係のない人、これを1人入れるようになっております。現状では、うち認定農業者は2名おりますけども、最低でもあと4名ですね、それぞれの地区から選ぶということになります。あくまで募集させてもらいますんで、その時は皆様にも色々ご相談するかと思ひます。よろしくお願ひします。

農地利用最適化推進委員の件についても、他市町村の例を参考にしていますが、現行の農業委員に農地利用最適化推進委員。ほとんどが農地利用最適化推進委員は前任の農業委員さんがやってくれていますので、またうちの方も募集の状況でどうなるか分かりませんが、できるだけ現行の農業委員さんで農地利用最適化推進委員をお願いできるようにしたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。私の方からは、以上です。

○事務局員 続きまして私の方から、報告と配布資料の説明をいたします。

まずは2点報告です。農業者年金加入推進活動と先日行いました、視察研修の結果報告についてです。まず農業者年金加入推進活動についてですが、先月2月2日(木)午後でしたが、田村委員さんと事務局とで山口委員さんの協力をいただき宇須々木地区で加入推進の戸別訪問を行いました。

当日は、文旦収穫のまっただ中でありましたが、若手農業者の方に直接お会いし、農業者年金の制度の説明とパンフレットを配布しました。今後も、このような形で加入に向けて取り組みをすすめてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。当日、ご協力いただきました山口委員さん、田村委員さん本当にありがとうございました。

次に視察研修の結果報告についてです。先月 2 月 8 日（水）農業委員 13 名、事務局 2 名、計 15 名が参加し、日高村、四万十町での視察研修を実施致しました。日高村では、村の駅ひだかにて自由行動ではありましたが、農産直販所の様子を視察し、昼食には、現在「オムライス街道」と称して売出し中の「オムライス」を頂き、午後は四万十町へ移動し次世代施設園芸団地ハウスの見学と、あわせて隣接地の滞在型市民農園「クラインガルテンしまんと」を視察いたしました。短い時間ではありましたが、施設運営の苦労話や興味深い話を聞くことができました。今後の参考になれば幸いです。委員の皆様には当日ご多忙のところではありましたが、ご参加頂きありがとうございました。

以上で、2 点報告を終わります。

続きまして、配布資料の説明に入ります。まず、最初に今回ちょっと資料が多かったのですが、「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」と「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」をご覧いただきたいと思います。これは毎年この時期に行っていることですが、まず案を作成し、これを今後宿毛市のホームページで公開します。その後、ご意見等あればそれを反映したり検討したりしつつ、今後 5 月の総会で最終的なものを決定し、それもまたホームページで公開するという流れになります。今回はまずその案の作成ということになります。先掛けて議案書の送付時に同封しておりましたが、この案でよろしいかどうかご協議頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 今、事務局から説明がありましたけど、よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○事務局員 次にいきます。総会終了後 1 ヶ月間を目途に宿毛市ホームページに公開して、先ほども申しましたが 5 月の総会で最終の決定をしていただこうと思います。ありがとうございました。続きまして、お手元の資料「平成 29 年度農作業臨時雇用標準賃金(案)」をご覧ください。

これにつきましても毎年この時期の総会で審議をしていただいております。畔取りなどの新しい項目が追加になったことはありますが、お手元の資料でも確認していただけたと思います。ここ数年来、金額に大きな変化はありません。念のため営農センターさん等にも確認してみましたが、特に変わったようにも思わないということでしたので、案も前年度と同じ額を入れております。前年ここで協議したときも、それぞれ場所によって少しずつ違うし、地区によっても少しずつ違いがあると。なかなか難しいという話もありましたが、毎年このような形で、総会で諮る必要がありますので、ご審議をお願いしたいと思います。

○議長 変更していく根拠が見出せないで、現状維持でいいでしょうか。
(「はい」との声あり)

○事務局員 続きまして、お手元にある「宿毛市賃借料情報」という書類をご覧くださいと思います。これも毎年この時期に集計しているものでして、数字につきましては全国農業会議所が作成した「農地の賃借料情報提供の手引き(改訂版)」というものに従って集計して出したものです。簡単にご説明致しますと、平成28年1月から12月までの賃貸借を集計し極端に高かったり低かったりするものを除外するなどして平均を出したものです。

以前は「標準小作料」という制度がありましたが、今はこのような形で情報提供をすることとなっております。これはホームページ等で公表することになりますので、誤字等がなければそのまま掲載したいと思いますので、ご審議をよろしくお願い致します。

○議長 去年との変化はないようですが、よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○事務局員 最後にもう1件、3点目は、クリップ止めの資料「農地の利用意向調査」一覧表と非農地判定についての説明になります。

まず、「農地の利用意向調査」につきましては、前回1月の総会でもお伝えしましたが、配布しております一覧表の内容に基づき2月10日付けで所有者へ順次通知を行っております。今回の対象者は全体で152名、229筆です。このうち37名、55筆は所有者が既に亡くなっております。一覧表には、右端の備考欄へ死亡と標記している内容になります。このように、所有者が死亡しているケースが多くあるため、意向調査の通知先となる相続

関係者の特定に時間を要しておりますが、法務局へ全部事項証明書の確認を行う等、内容が確認され次第通知を行うこととしております。次に非農地判定、「耕作放棄地の農地・非農地の判断に係る事前通知書（案）」についてご説明いたします。お手元の資料「遊休農地解消に向けた事務手続」別添2をご確認ください。平成26年度の農地法改正により、農業委員会は市町村からの依頼を受けることなく、総会等で農地・非農地判断ができるようになりました。また、これまでは判断の前に所有者等への判断する旨の通知、現況確認が必要でしたが、これらの手続きも省略されました。これにより、農業委員会は先ほど実施しました農地パトロールの結果及び産業振興課が実施する荒廃農地調査により、B分類再生困難、いわゆる農地パトロールの際に、図面にピンク色でマーキングされた農地があったと思いますが、この農地について総会に諮り、農地であるか非農地であるか判定することといたしました。非農地と判断された対象地については、所有者等はじめ市町村、法務局等の関係機関に非農地になった旨の通知を行います。これを俗に言う非農地通知とよんでおります。

一方、非農地と判断されなかった対象地については、これまで同様農地として取扱い、通常の農地利用意向調査を実施いたします。ただ、ここで一点留意点として、農地・非農地の判断については、相続税・贈与税、農業者年金等にも影響を及ぼすことから、総会で判断を諮る前に、対象地に関する情報を確認しておくことが望ましい場合には、所有者に対し事前に連絡を入れて、今回配布資料にあります、このかがみ文書（案）ですが、「耕作放棄地の農地・非農地の判断に係る事前通知書」を送付し判断をすることといたします。今後、配布しております、一覧表の内容に基づき所有者へ順次通知を行う予定です。今回このB分類、ピンクでマーキングされた農地についての対象者は51名、100筆です。このうち12名、28筆は所有者が亡くなっております。先程の利用意向調査と同様に、通知先となる相続関係者の特定に時間を要しておりますが、法務局へ全部事項証明書の確認を行う等、内容が確認され次第通知を行うこととしております。以上、利用意向調査の一覧表と、非農地判定の実施について説明を終わります。事務局からは以上です。

○議長　それでは、事務局からの説明等終わりました。

僕の方から一点、先日荒れた畑をみんなで刈ろうじゃないかと、定例会までとお話ししておりましたが、どこかで適当なところは見つかってないですかね。一番のポイントは、この地域にいない不在地主さん、大阪・東京

の方に出ている方。あるいは、高齢・障害のある方。そういう人達の農地の中で、周辺に迷惑をかけるような農地。そのような農地は、我々定例会が済んだら刈っていくと。当然、本人さんにも了解を得ないといけないし、面積があまりにも大きかったら大変ですし、一旦どこかでできたらなあと、何箇所できるか分からないけど、宿毛の街中心に1つと。和田・橋上あたりで1つ。平田・山奈あたりで1つ。小筑紫あたりで1つ。そのうちの、次の定例会で3回くらいその地区の委員さんで一度協議して頂いて、ここはどうかと。次の定例会では、皆、全員が草刈り機をもって集合という予定で、どこか見つけていただいて担当したらと思います。どんなもんですか。

(審議中)

- 議長 そしたら、この案件については中止にしますか。ご意見どうですか。
 据え置きということにしましょう。
- 田村委員 28日に事務局に行っていたいただいた農業者年金の研修による行かんかったんですが、農業者年金についてのお知らせもラジオでもやってるので、良い人がいたら、ラジオでも何度も・・・関心をもってもらえるんじゃないかと思うので、せめて1人。みんなで頑張って年度内に加入を、私も頑張りますので、どうぞ皆さんも頑張ってよろしくお願いします。
- 濱田委員 意向調査の分類なのですが、住登外とはなんでしょう。
- 事務局員 住民登録外と呼んでいまして、いわゆる宿毛市内に住民票のない方です。
- 議長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第785回宿毛市農業委員会総会を閉会致します。

午後3時00分閉会

平成29年3月2日

会 長

農業委員

農業委員